



我が国の水環境行政の動向

令和6年1月17日 環境省水·大気環境局環境管理課 1. 環境省 Water Projectの取り組み

2. プラスチック汚染について

3. 最近のトピック

1. 環境省 Water Projectの取り組み

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行一部改正:令和3年6月16日公布・施行)のポイント

- 1. 水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
- 2. 水循環施策の実施にあたり基本理念を明確化
- 3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化
- 4. 水循環基本計画の策定
- 5. 水循環施策推進のための基本的施策を明確化



水循環施策の総合的かつ一体的推進



健全な水循環の維持又は回復



経済社会の健全な発展国民生活の安定向上

水循環政策本部一内閣に設置一

目的

水循環に関する施策を"集中的"かつ"総合的"に推進するため。

組織

水循環政策本部長:内閣総理大臣

水循環政策副本部長:内閣官房長官及び

水循環政策担当大臣

水循環政策本部員:すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて 実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び 立案並びに総合調整

- ▶ 水循環:水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること
- 健全な水循環:人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環



資料)内閣官房水循環政策本部事務局

水循環計画の概要(令和2年6月見直し)



水循環基本計画

- □ 水循環基本法に基づき、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるもの。
- □ 改定前の水循環基本計画は、平成27年7月に閣議決定され、令和2年7月に5年を経過。
- 水循環基本法では、「おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。

水循環基本法(抜粋)(平成26年7月1日施行)

- 第13条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画(以下「水循環基本計画」という。) を定めなければならない。
- 第13条 5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

水循環基本法

(平成26年4月2日公布、7月1日施行)

水循環基本計画(平成27年7月本部※決定·閣議決定)

- ・ 水循環施策の効果に関する評価 (レビュー)
- 有識者、地方公共団体等の各方面からの意見聴取
- 新たな水循環基本計画(原案)のパブリックコメント

新たな水循環基本計画

(令和2年6月本部※決定・閣議決定)

おおむね5年ごとに見直し

※水循環政策本部。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣を副本部長、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣を本部員とする

水循環基本計画の見直しの基本的な考え方

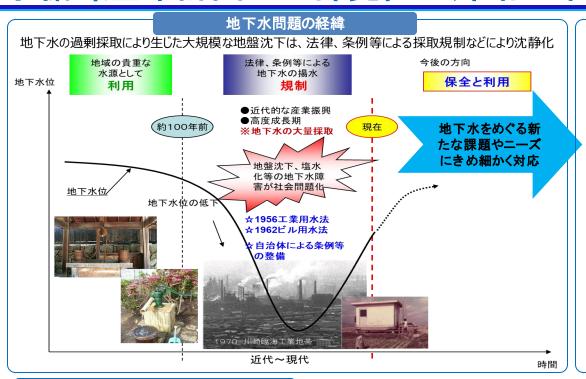
令和から始まる「新・水戦略」

- 流域の様々な主体が連携・協力して、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回 復のための施策を推進する流域マネジメントの全国展開と質の向上
- 気候変動の影響等による水災害の頻発・激甚化、懸念される水災害リスクの増大に対応し、 気候変動等のリスクに対応できる安全・安心な社会の実現に向けて加速
- 産学官民が連携して、普及啓発、広報、教育及び人材育成に戦略的に取り組み、健全な水循環を次世代に継承
- 経験や教訓、優れた水分野の技術やノウハウを生かし、世界の水問題の解決を我が国がリード

新たな水循環基本計画で重点的に取り組む3本柱

- (1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション ~流域マネジメントの更なる展開と質の向上~
- ② 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ~気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応~
- ③ 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ~健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献~

水循環基本計画の一部見直し(令和4年6月)背景



地下水をめぐる新たな動向

依然として続く課題

広域的な地盤沈下や地下水の枯渇等は沈静化してきたものの、依然 として、過剰な地下水利用や地下水汚染など地下水に係る課題は発生



勇水の干上がり 出典)大野市

地下水(観光地、特産品)の維持・復活

湧水を観光資源としている地域における地下水の維持・復活









「秦野名水」のボトルドウォーター、ロゴ、店舗での掲示

典:一般社団法人大野市観光協会HP

地方公共団体が抱える課題

- 1.制限を新設・強化しようとする際に根拠となる地下水の挙動の解明や水収支等の把握が難しい
- 2.合意形成のための地下水に関する協議会の設置や条例の制定・改正等の取組を進める意向はあっても、情報・ノウハウがなく、地域での合意形成やルールづくりが進まない

く改正のポイント>

水循環基本法の改正(令和3年6月)

〇責務に関する規定の整備

国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれること及び事業者・国民の責務として、当該施策への協力が含まれることを明確化。

○基本的施策に「地下水の適正な保全及び利用」に関する規定の追加

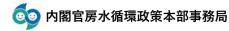
地下水マネジメント(※)を推進するため、国及び地方公共団体は、以下①~③その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加。

- ①地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表、保管
- ②地下水の保全及び利用に関する協議会の設置
- ③地下水の採取の制限

改正法の衆参国土交通委員会の審議過程において、以下の内容を含む決議が付された。 法改正を踏まえ、水循環基本計画の改定等の必要性について検討を行うこと。

(※) 地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域における合意やその内容を実施する取組

水循環基本計画の一部見直し(令和4年6月)ポイント・概要



見直しのポイント

- □ 改正は、現行の計画期間内(R2~R6)での一部改正。
- □ 令和3年6月の水循環基本法改正の趣旨に沿い、現行の計画に記載されている地下水に関する事項の項目を立てて位置付け、地下水に関する総合的な計画として提示。
- □ 現行計画の策定後に進んだ取組についても記載。

見直しの概要

総論及び第1部(基本的な方針)

- 関係箇所に地下水に関する記述を追加・修正
- 地下水マネジメントをより推進するため、「地下水の適正な保全及び利用」を流域マネジメントの一環として重点的に取り組む内容に位置付け。

第2部(政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策)

- 「地下水の適正な保全及び利用」の項目を新設
- 法律の条文に沿って施策を記載

「地下水の適正な保全及び利用」の構成

- (1) 地下水に関する情報の収集、整理分析、公表及び保存
- (2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
- (3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置

第3部(水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項)

• 法改正を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務に関する記述を追加・修正

現行計画の策定後に取組が進んだ内容(再生可能エネルギー・流域治水)

- 前回の水循環基本計画の改定以降に進んだ以下の取組について記述を追加・修正
 - 1. 「2050年カーボンニュートラル」を踏まえた、水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進
 - 2. 流域治水関連法の全面施行(令和3年11月)を踏まえた取組推進

環境省ウォータープロジェクト

- •「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の維持・回復のための取組 推進のため、官民連携「ウォータープロジェクト」を発足。
- 環境省が関係主体間の連携協力の場をつくり、民間企業等の主体的・ 自発的・積極的な活動を推進し、全国的に幅広く国民の理解と関心を 深める。

平成26年8月1日発足(令和6年1月現在:419団体参加)

<ポータルサイトでの情報発信・参加団体募集>

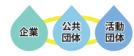




HPはこちら



8月1日は水の日



水と向き合う 取組を発信

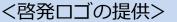


- ■自発的な活動の促進
- ■国民の意識醸成









〈イベントの開催〉





環境省ウォータープロジェクト「グッドプラクティス塾」

- 気候変動等を背景に、水リスクへの対応が持続可能な経営の主要素となっている。
- 共通目標(SDGs)と、これに対応する企業の活動状況(ESG情報)を投資判断等につなげる動きがある。

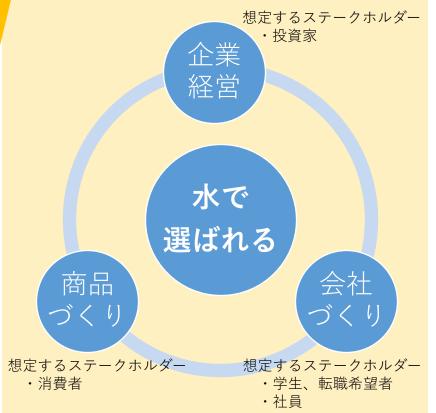
「水」に関して何にどう取り組むべき?

• 民間企業等が「水」に関する互いのグッドプラク ティスを共有し、それぞれの取組をブラッシュ アップする場として、平成31年4月に「グッドプ ラクティス塾」を発足。(発起人:環境省、一般 社団法人Water-n)



目標像:水で選ばれる企業に

- 水に関して、何にどれくらい取り組むべきかを考え、
- その実態についていかに伝え、<u>各ステークホルダーといかにコミュニケーション</u>を深めるかを考え、
- もって『水で選ばれる』の実現へ



令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業

- <u>良好な水循環・水環境を創出</u>するとともに、<u>水環境を活用</u>した<u>生物多様性の保全</u>や<u>地域活</u>性化 の活動を推進するモデル事業を実施
- 今年度は49件の応募から3件を選定し、地域に根ざした総合的な水環境管理を目指す

やんばる水環境創出プロジェクト 沖縄の休日を体感する持続可能な流域マネジメント

団体:大宜味村観光協会

(沖縄県大宜味村)

沖縄県やんばる地域の重要な水源地であり、自然観光資源「ター滝」で来訪者からも注目される平南川流域において、流域マネジメントの仕組みを活用し、地元住民と来訪者とが一体となった持続可能なやんばる水環境保全活動を推進する。

- 流域水循環計画策定に向けた環境調査と利用 実態調査の実施
- 遊びと学びの基盤となる水辺のプレイフルインフラ の方針整理と体験の場としての管理水準の検討
- 水辺の体験活動の開催と指導者育成、普及啓 発ツールの作成



(平南川流域「ター滝」)

酒都・西条の地下水を育む里山活動

団体: 西条・山と水の環境機構

事業概要

(広島県東広島市)

「日本三大銘醸地」広島・西条の酒造業を支える地下水の涵養域(龍王山流域)において、西条酒造協会の基金により実施してきた「山と水のグラウンドワーク」を発展させ、地域好循環システムを構築し、地下水保全・管理のための政策を検討する。

実施内容

- 学校、地域の団体、企業など多様なステークホルダーとのワークショップの開催、「山」、「里」、「水」、「酒づくり」の地域好循環システムづくり
- 広島大学と連携し、龍王山流域の地下水環境の現状把握(ボーリング調査・観測井戸設置)、 行政とともに地下水保全・管理政策の検討



(山のグラウンドワーク後の交流会の様子)

「水が生まれる信濃おおまち」サステナブル・タウン推進事業

団体:長野県大町市

(長野県大町市)

信濃川水系の最上流部に位置する大町市において、発電、灌漑、生活用水に利用されてきた水の歴史や水利体系、人や地域との関わりといった情報を保存・活用するとともに、企業等と連携して環境教育の展開や学習旅行の誘致を図る。

- 水資源情報のデジタルアーカイブ化、水利施設等の撮影、学習旅行のコンテンツ増強、案内人養成、観光アプリ開発、水スポット整備への活用
- 「大町『水の学校』 SDGs 探究学習」プログラム のガイド養成と学習旅行用ガイドブック作成、企 業と連携した学習旅行等の誘致



「良好な環境」の創出の促進

- ○「良好な環境」の創出と持続可能な利用を促進
- 国民のWell-beingや地域の魅力度の向上、持続可能な観光等の地域活性化、 ネイチャーポジティブやOECM※への貢献により、水・大気環境行政による持続可能な社会を構築

・豊かな水辺や星空、音の風景等、<u>地域特有の自然や文化</u>の保全により、 住民の<u>Well-being向上</u>と観光等の<u>地域活性化</u>を実現する<u>モデルを構築</u> ※保護地域以外で生物多様性保全 に資する地域



豊かな水辺の活用



星空観察を通じた星空の保護



水路のせせらぎの音



山々にこだまする鐘の音



ホタルの里の水辺保全



ラベンダー香る並木道



- ・<u>水道水源</u>となる森や川から、里・まち・海に至るまで、OECMも活用した保全と利用の取組を支援・連結し、 流域一体的なモデルを構築
- ・<u>TNFD*1、ウォーターポジティブ*2の動向を踏まえ、水資源リスクへの対応</u>等、良好な環境の創造の取組が 企業の価値向上に資するよう、情報開示等を促進

「自然共生サイト」について



- ■「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を 保護地域内外問わず 「自然共生サイト」 に認定。
- ■「自然共生サイト」に認定された区域のうち、

保護地域との重複を除いた区域を「OECM」として登録。

OECM: Other Effective area-based Conservation Measures

(保護地域以外での効果的な地域をベースとする保全手段)

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域

(申請主体:企業、団体・個人、自治体)



自然共生サイト

番査(認定主体:環境省)

「自然共生サイト」のうち、<u>保護地域との重複を除外した区域</u>

OECMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の対象となる区域について



「自然共生サイト」の対象となる区域は、 例えば、

企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・

といった場所のうち、**生物多様性の価値を有し、** 企業、団体・個人、自治体による様々な取組によって、本来目的に関わらず 生物多様性の保全が図られている区域

- ■ネイチャーポジティブの実現に向け、民間等による取組を促進することが重要。
- ■環境省では今年度より、<u>民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域(森林、</u> 里地里山、都市の緑地、沿岸域等)を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始。
- ■令和5年10月、初めての大臣認定となる122か所を決定。「令和5年中に100か所以上の認定」を目標としていたが、多くの民間企業等から強い関心が示され、1回目の認定で達成。
- ■自然共生サイト等の**ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、本年度中の国会提出を視野に入れて**民間等による自主的取組を認定する法制度を検討**。
- ■あわせて、認定促進等のためのインセンティブとして、**自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度**(TNFD等への対応に活用できるよう設計)や環境調査やモニタリング等において活用できる専門家の派遣、人材バンクの整備等を検討。

<自然共生サイトの例>











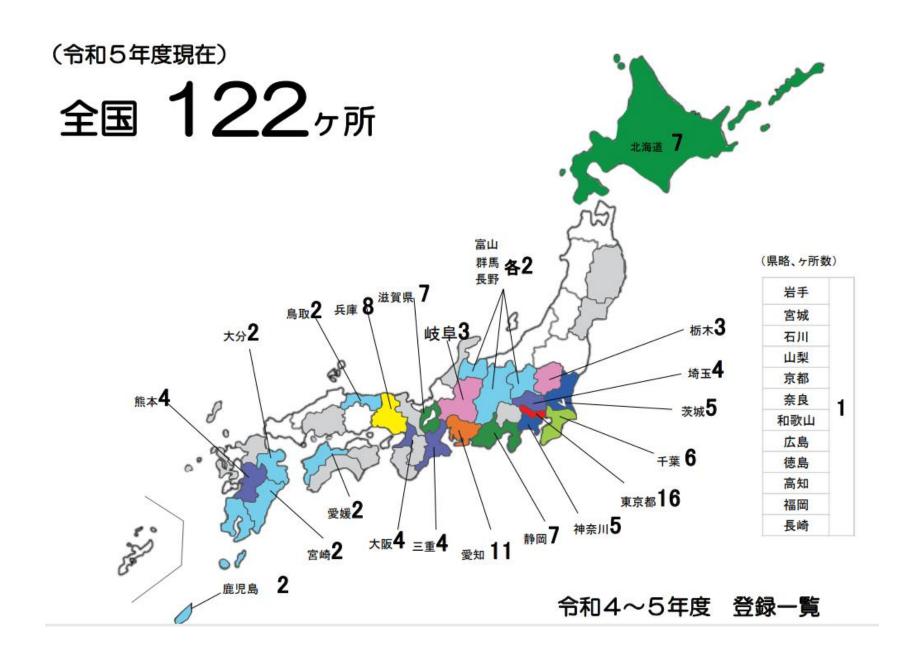


自然共生サイト認定証授与式(10/25)









「自然共生サイト」への認定方法



■環境省の「自然共生サイト」 に手続きについて記載されています。

https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/

- 申請は年2回(前期後期)で、今年度の申請は終わったので次の申請は来年度前期。
- 30by30アライアンスに入ればメールマガジン等で最新情報の共有できる。

2. プラスチック汚染について

プラスチック汚染

- 国際的に危機感が高まる中、2019年のG20サミットにおいて 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンをとりまとめ(安倍総理)
 - ▶「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」ビジョン。これまで87カ国・地域が共有。
- 2022年3月、条約づくりに向けた政府間交渉委員会(INC)の設置 を決定。同年11月より交渉開始、2024年末までに取りまとめ予定
- 2023年G7サミットにおいて、**2040**年までに追加的なプラスチック 汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること にコミット (岸田総理)

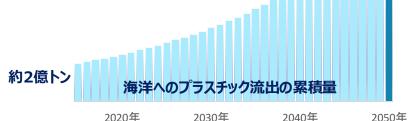
プラスチック汚染

増え続ける海洋へのプラスチック流出

このまま海洋へのプラスチックの流出が続くと、 2050年には、海洋へのプラスチックの流出の累積量 が海洋中の**魚の量より多くなる**との試算も **』**

約11億トン





出典: Jambeck論文 等での推計に用い られた仮定を元に 環境省で作成

2020年 2030年

【Jambeck論文等での推計に用いられた仮定】

- ●プラスチックの生産量が、毎年5%増加すると仮定
- ●生産量(2015年は3.22億トン)の約3%が海に流出と仮定

プラ汚染による被害・影響

- ・人体への影響;
- ・環境(水域、陸域、大気)への影響
- •社会経済影響 (UNEP/PP/INC.1/フムウ)
 - 海洋中の<u>マイクロプラスチック</u>(5 mm未満の微細なプラスチック)が生態系に及ぼす影響も懸念されている





九州大学 磯辺研究室提(

世界全体で対策が急務





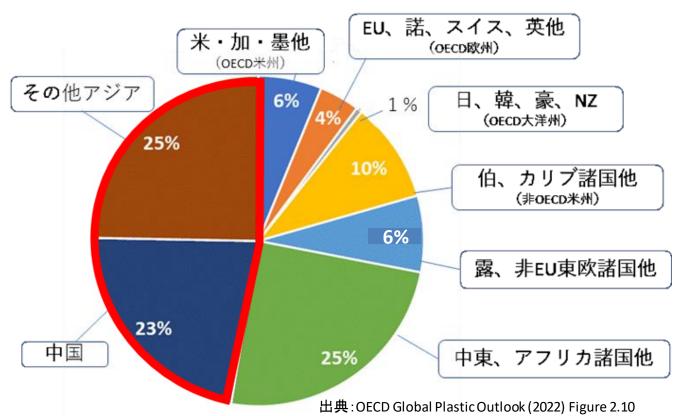
※中国や東南アジアからの流出が多いと推計されているが、<u>国際合意のある統計は、</u>現状存在せず、科学的知見の収集が急務。

海洋中へのプラスチック流出量

2019年 環境中(水域・陸域)へのマクロプラスチック流出マクロプラスチック約1,940万t(参考:マイクロプラスチック約270万トン。計約2,200万トン)

- アジアが主要な排出地域 (マイクロプラスチックにおいても4割がアジア(中国18%、その他アジア21%)次いで、OECD米州18%、OECD欧州13%)
- 世界的に合意された推計は存在しない

マクロプラスチックの流出一地域別割合(2019年)





環境中へのプラスチック流出量

国連環境計画(UNEP)は、23種類のプラスチック(マクロ及びマイクロ)を対象に、**全世界**における環境への排出量(2015年ベース)を、ライフサイクルの各過程ごとに算出し、約**828万トン**と推計。

UNEP(2018) "Mapping of global plastics value chain and plastics losses to the environment"

排出源	量(1万トン)	割合(%)
プラスチックごみ総計	828	100.0%
マクロプラスチックの流出量合計	527	63.6%
不適正廃棄物管理	387	46.7%
投げ捨て	80	9.7%
漁具由来	60	7.2%
マイクロプラスチックの流出量合計	301	36.4%
化粧品及びパーソナルケア製品	1	0.2%
タイヤ摩耗	141	17.1%
船舶用塗装	5	0.5%
繊維の洗濯	26	3.2%
道路マーキング	59	7.1%
都市ダスト	65	7.9%
ペレット製造	3	0.4%

プラスチック汚染に関する条約策定に向けた交渉の状況

- 2019年6月 G20大阪サミット
 - ▶ 日本主導で大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有:「2050年までに 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」
 - 本ビジョンを共有する国は87カ国・地域まで拡大。
- 2022年3月 国連環境総会(UNEA)
 - ▶ プラスチック汚染に関する条約策定に向けたINC(政府間交渉委員会)の設置を決議
- 2022年11月~12月 政府間交渉委員会第1回会合(INC1) (ウルグアイ)
 - ▶ 議長(ペルー)が選出され、交渉が正式に開始(約150か国から2300人以上が参加)
- 2023年4月 G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合
- 2023年5月 G7広島サミット
 - ▶ プラスチック汚染に関するG7目標:「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」
- 2023年5月29日~6月2日 INC2(仏)
 - ▶ 条約の主な要素(条約の目的及び目標・削減対策・資金支援・報告事項・科学等)について、有力な選択肢を絞り込んでいくための議論を実施
 - ➤ 議論を踏まえ、次回INC3までに議長が条文案を作成することを決定
- 2023年 11月 INC3 (ケニア)
 - ▶ 条約案初版を元に、目的及び中心的義務、条約義務の実施手段、定義・原則等について議論
 - ➤ INC4での条文案交渉のベースとなる、各国提案が全て盛り込まれた条文案の改定版の作成に合意
 - ➤ INC4までの会期間作業は、各国優先事項や意見の隔たりが大きく、特定作業の決定には至らず
 - ▶ INC1時の取り決めに従い、INC議長(ペルー)が退任、エクアドル出身の副議長が新議長に選任
- 2024年 4月 INC4 (加)
- 2024年 11月 INC5 (韓) 条約内容の合意を目指す

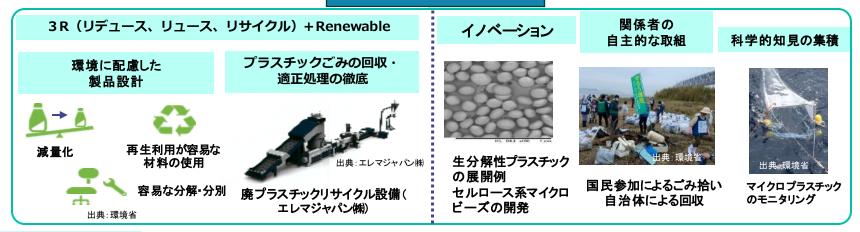


プラスチック汚染対策

国内対策

- ●2018年「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに<u>海洋環境の保全</u>に 係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」改正。
- ●2019年5月、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針変更、「プラスチック資源循環戦略」策定。
- ●2022年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行。

ライフサイクルアプローチ



国際対応

- ●大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現のためのマリーン・イニシアティブを設立し、途上国における廃棄物管理人材の育成(2025年までに1万人を目標)を含む能力構築及びインフラ整備等の支援を表明。
- ASEAN各国を中心とした国別行動計画の策定支援
- ●調和化された手法の導入を含む**海洋ごみモニタリング能力の強化**、海洋ごみの分布等の科学的知見の収集
- ●大臣級を含む二国間での政策対話を通じて協力関係を構築
- 東アジア・ASEAN経済研究センターの下に「海洋プラスチックごみに関する地域ナレッジセンター」を設置

令和元年5月31日



背景

- ◆廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

	東戦略	<u>基本原則:「3R+Rer</u>	
リデュース等	▶ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)▶ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進		
リサイクル	プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル漁具等の陸域回収徹底連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム		
再生材 バイオプラ			
海洋プラス		D流出による海洋汚染が生じないこと =投棄撲滅・適正処理	(海洋プラスチックゼロエミッショ

【マイルストーン】

<リデュース>

①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <リユース・リサイクル>

- ②**2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③**2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④2035年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用 <再牛利用・バイオマスプラスチック>
- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- 62030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

ョン)を目指した

チック対策

#洋ノフス ▶ホイ捨て・个法投棄撲滅・適止処埋

> 海岸漂着物等の回収処理

▶マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等)

▶代替イノベーションの推進

▶海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)

国際展開

▶ 途上国における実効性のある対策支援(我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開)

▶ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築(海洋プラスチック分布、牛熊影響等の研究、モニタリング手法の標準化等)

基盤整備

- ▶ 社会システム確立 (ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築) ▶技術開発(再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション)
- ▶ 調査研究(マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策)
- ▶連携協働(各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開)

- ▶ 資源循環関連産業の振興
- ▶情報基盤(ESG投資、エシカル消費)
- ▶海外展開基盤
- ◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献
- ◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション(技術・消費者のライフスタイル)を促進

海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等(国内)



名称	対象者	目的・対象	期待される活用方法
①散乱ごみ実態把握調査ガイドライン	自環自のけ施機等では、地所には、生産のは、地所のでは、地所のでは、地質・事業をできる。	陸域や河岸・河川敷に散乱するごみの 実態の把握	散乱ごみ対策の実施場所、対象や方向性、実施 した対策の効果検証、対策効果の長期的なモニ タリング等への活用
②河川ごみ調査 参考資料集		陸域から海域へ流出する <u>河川を浮遊す</u> <u>るごみ(原則、長径25mm以上)の実態</u> <u>の</u> 把握	河川ごみの実態把握とその対策の対象や方向性、 具体的な対策の指標、さらには実施した対策の 長期的な評価指標を得る
③河川・湖沼マイ クロプラスチック 調査ガイドライン		陸域から海域へ流出するマイクロプラス チックのうち、河川・湖沼水中におけるマイ クロプラスチックの実態の把握	調査結果を基に、地方自治体が関係機関や住民 等と連携すること等により、マイクロプラスチックの 発生源対策等の推進
④漂着ごみ 組成調査ガイドラ イン		各地方公共団体の海岸において、長期的に、継続して漂着ごみの組成や存在量の 実態、それらの経年変化の把握	漂着ごみ対策の対象や方向性、具体的な対策の 指標、さらには実施した対策の長期的な評価指標 を得る
⑤海岸漂着物処理 推進法に基づく地 域計画作成のため の手引き (リンク)	都道府県	海岸漂着物処理推進法に基づく地域計 画の作成又は変更	地域における海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進
⑥海洋ごみ発生抑制対策等事例集 (リンク)	自治体、NPO、 自治会等	海洋ごみの発生抑制対策等の効果的な 実施	新たな海洋ごみの発生の抑制や回収の促進

26

漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン及びモニタリングデータの集約



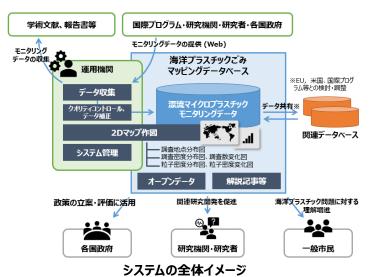
漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン

- 国際的に協調して対策を講じる際の基盤となる科学的知見として、海洋表層を漂流するマイクロプラスチックの調査データを比較可能にするため、サンプリング及び分析において必要な要件をまとめたガイドライン
- 国内外の専門家との議論、既存ガイドラインのレビュー、室内実験及び調査船による実証プロジェクトを経て作成
- 環境省ホームページにて2019年に公開、2020年に改訂
- ・ 国内外 25名の研究者により執筆
- マイクロプラスチックの調査を行う者や結果を利用する者を読者として想定

http://www.env.go.jp/water/post_76.html



海洋ごみマッピングデータベース(仮称)



Control of the Con

二次元マップのイメージ (粒子密度分布図)

Monthly surface microplastic abundance under averaged winds and wave conditions (Isobe et al)

海洋表層を漂流するマイクロプラスチックのモニタリングデータを国内外から収集・受入れ、比較可能な状態に整理し、地球規模の分布状況を二次元マップとしてビジュアル化する=世界的なデータ集約を図る。



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要 ①



・第204回通常国会で成立 ・令和3年6月11日公布 ・令和4年4月1日施行

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。
- このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、 包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

主な措置内容

1.基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、 以下の事項等に関する基本方針を策定する。
 - ▶プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ▶ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - ▶プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要 ②



主な措置内容

2. 個別の措置事項

設計

【環境配慮設計指針】

製造

●製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、 指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。

▶認定製品を**国が率先して調達**する(グリーン購入法上の配慮)とともに、 リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



<付け替えボトル>

▼ ※
▼: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

販売

【使用の合理化】

●ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など) が取り組むべき**判断基準を策定**する。

提供

▶主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する 事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



<ワンウェイプラスチックの例

排出 ·

回収

【市区町村の分別収集・再商品化】

●プラスチック資源の分別収集を 促進するため、**容リ法ルートを 活用した再商品化**を可能にする。

まで町*

プラスチック資源の例>

●市区町村と再商品化事業者が**連携 して行う再商品化計画**を作成する。

市区町村による選別、

リサイクルト主務大臣が認定した場合に、

梱包等を省略して再商品化事業者が 実施することが可能に。

【製造・販売事業者等

による自主回収】

- ●製造・販売事業者等が 製品等を**自主回収・再資源化する** 計画を作成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、 認定事業者は廃棄物処理法の 業許可が不要に。



<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- ●排出事業者が排出抑制や再資源化等 の取り組むべき**判断基準を策定**する。
- ▶主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への 勧告・公表・命令を措置する。
- ●排出事業者等が**再資源化計画**を 作成する。
- ▶主務大臣が認定した場合に、 認定事業者は廃棄物処理法の 業許可が不要に。



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要 ③



①設計・製造段階

環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けに、構造・材料(素材代替・再生プラの利用など)を設計指針として明示。
- 同種の製品と比較して特に優れた製品について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。

<環境配慮製品の例>









リデュース:付け替えボトル

リサイクル:易解体性

代替素材:100%リサイクル素材

②販売・提供段階

使い捨てプラの使用を合理化し、ライフスタイル変革を加速

- ポイント還元や有料化、代替素材への転換などの 取組を選択・実施。
- 多量提供事業者の要件は年間提供量が 5 t以上 (小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当)。





プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要 ④



③排出・回収・リサイクル段階

あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進

		これまで	これから
家	容器包装	リサイクル	リサイクル
庭	プラスチック製品	燃えるごみ等	リサイクル
	産業廃棄物	適正処理	3 R

く市町村によるプラスチック資源の分別収集のイメージ>

同じ素材なのに リサイクルできる/できないが異なり わかりにくい



容器包装 (リサイクル)



プラスチック製品 (燃えるごみ等)



(リサイクル)

- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成。主務大臣が認定した場合に、選別、 梱包等を省略可能に。
- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化計画**を作成。主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理 法の**業許可が不要**に。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成。主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

3. 最近のトピック

PFAS(有機フッ素化合物)問題への対応

- 消火剤などに使用される1万種類以上の化学物質の総称。一部の物質(PFOS、PFOA等)は健康影響等が懸念され、国際条約で規制。
 - ▶ 我が国も製造・輸入等を禁止。消火設備等の残存分の代替促進中
- 地下水や水道水源で目標値を超過する事例が生じており、関係省庁 が連携して対応中
- 昨年7月、専門家会議において「今後の対応の方向性」をとりまとめ。水環境の目標値については引き続き検討

PFOS、PFOA等の概要

主な有機フッ素化合物:

PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸)

PFOA (ペルフルオロオクタン酸) 等

※PFASは高度にフッ素化された 有機フッ素化合物の総称 (10,000種類以上)

用途

泡消火薬剤、金属メッキ処理剤、半導体用反射防止 剤など

性質

難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性 毒性

規制等の状況

- POPs条約の対象物質に追加
- 化審法に基づき製造・輸入等を原則禁止 (PFOS 2010年、PFOA 2021年)
- 水質の暫定目標値 (PFOSとPFOA合わせて50 ng/L)
 を設定 (2020年)
 - → 専門家会議において、厚生労働省と連携し、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて検討中。

PFASに関する今後の対応の方向性(概要)

■ PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、 以下4点の継続・充実を図ることが必要

- (1)管理の強化等
- 正確な市中在庫量の把握等の管理強化
- 泡消火薬剤の更なる代替促進
- 環境中への流出防止の徹底
- 水質の暫定目標値の取り扱いの検討
- (2) 暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
- 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
- <u>(3)リスクコミュニケーション</u>
- 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施
- (4)存在状況に関する調査の強化等
- 環境モニタリングの強化
- 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

さらに、その他のPFASについては、 以下の物質群に大きく分類して対応

<物質群 1:POPs条約等で廃絶対象となっている物質等>

- (1) POPs条約の廃絶対象となっている物質 (PFHxS) 及び検討中の物質 (長鎖PFCA (PFNAなど))の 優先的な取組の検討
- (2) 存在状況に関する調査の強化等
 - → 環境モニタリングを強化や化学物質の人へのばく露モニタリング 調査の対象物質への追加を検討)

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、<u>国内において関連する研究を推進</u>すべき。





ご清聴ありがとうございました

ウォータープロジェクト事務局 環境省水・大気環境局環境管理課 電話 03-5521-8313 メールアドレス Water-Cycle@env.go.jp

ウォータープロジェクトホームページ http://www.env.go.jp/water/project/

